**九州地方整備局公示**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年４月１日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道３号 | 鹿児島県鹿児島市田上７丁目1657番４から鹿児島県鹿児島市武３丁目1621番１まで |
| 一般国道201号 | 福岡県行橋市大字吉国字塚原209番８から福岡県京都郡苅田町大字二崎字一ノ坪113番６まで |
| 一般国道210号 | 福岡県久留米市田主丸町豊城字道ノ木468番１から福岡県久留米市田主丸町常盤字正ノ前265番１まで |
| 一般国道220号 | 鹿児島県垂水市本町２番１から鹿児島県垂水市大字海潟新道2065番地１まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番５から宮崎県延岡市須美江町1090番12まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県宮崎市清武町今泉字柳ケ谷乙1915番から宮崎県宮崎市清武町今泉柳ケ谷乙1869番１まで |
| 九州横断道延岡線 | 熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平1902番１から熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和4990番１まで |

２　指定する期日　平成26年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

| | |
|---|---|
| ①走行位置の指定 | トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。 |
| ②後方警戒措置 | 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。 |
| ③道路情報の収集 | 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。 |

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さに応じ、最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成26年４月１日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道３号 | 鹿児島県鹿児島市田上７丁目1657番４から鹿児島県鹿児島市武３丁目1621番１まで |
| 一般国道201号 | 福岡県行橋市大字吉国字塚原209番８から福岡県京都郡苅田町大字二崎字一ノ坪113番６まで |
| 一般国道210号 | 福岡県久留米市田主丸町豊城字道ノ木468番１から福岡県久留米市田主丸町常盤字正ノ前265番１まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県延岡市北浦町古江字野地久保畠2729番５から宮崎県延岡市須美江町1090番12まで |
| 東九州自動車道 | 宮崎県宮崎市清武町今泉字柳ケ谷乙1915番から宮崎県宮崎市清武町今泉柳ケ谷乙1869番１まで |
| 九州横断道延岡線 | 熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平1902番１から熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和4990番１まで |

２　指定する期日　平成26年４月１日

## 労働

**最低工賃の改正決定に関する公示**

福島労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃（平成20年福島労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成26年４月１日

福島労働局長　引地　睦夫

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

| 業務 | 内容 | 金額 |
|---|---|---|
| コネクター差し | 電線の端末に取り付けられた端子にコネクターを差し込むことをいう。 | １端子につき27銭 |

４　効力発生の日　平成26年５月１日

## 国会議院

**平成26年度参議院事務局職員採用試験公告**

平成26年度参議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成26年４月１日　参議院事務局

１　試験の名称

⑴　参議院事務局職員採用総合職試験

⑵　参議院事務局職員採用総合職（技術）試験

⑶　参議院事務局職員採用一般職試験

⑷　参議院事務局職員採用専門職（衛視）試験

２　採用予定人員

⑴　総合職試験　15名程度

⑵　総合職（技術）試験　若干名

⑶　一般職試験　若干名

⑷　専門職（衛視）試験　若干名

３　採用予定期日　平成27年４月１日

４　総合職試験

⑴　給与　行政職給料表㈠２級１号給を支給する。

⑵　受験資格

①　昭和62年４月２日から平成５年４月１日までに生まれた者

②　平成５年４月２日以降生まれた者で次に掲げるもの

㈠　大学を卒業した者及び平成27年３月までに大学を卒業する見込みの者

㈡　参議院事務局が㈠に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国会職員法第２条の規定により国会職員となることのできない者は、受験することができない。

⑶　第１次試験

①　実施日　平成26年５月５日（月・祝）

②　試験地　東京都、京都市

③　内容

㈠　基礎能力試験〔多枝選択式〕

㈡　専門試験（憲法５題、行政法10題、民法10題、刑法５題、労働法５題、経済政策10題、経済理論10題、経済事情・経済史５題、財政学10題、国際関係５題、政治学・行政学５題のうち合計40題となるように科目を選択）〔多枝選択式〕

④　合格者発表　平成26年５月12日（月）

参議院第二別館前に掲示するほか、参議院ホームページでも発表する。

合格者については郵便で通知する。

⑷　第２次試験…第１次試験合格者に対してのみ行う。

①　実施日

㈠　専門試験　平成26年５月20日（火）

㈡　人物試験　平成26年５月17日（土）から25日（日）までのうちいずれか指定する日

②　試験地　東京都